

保健関係について

1 学校での健康管理

○健康診断

- 学校では、4月から6月にかけて定期健康診断を行います。
学校で行う検診は、疾患の診断ではなく、疾患の疑いや発症の予測を判定するスクリーニング検査を行っています。学校医による判定があった場合は、医療機関での詳しい検査をお勧めしています
- 健康診断で学校医による判定があった場合には、各検診後に結果を文書でお知らせしますが、視力検査・歯科検診は結果にかかわらず全員へ結果通知をします。その他の検診は、特に判定がなかった場合は夏休み前に「健康の記録」でお知らせします。

○学校での急な体調不良やけがへの対応

- 学校では、学校で起きた体調不良やけがの応急手当を行います。
- 継続した治療や手当てはできません。ご家庭での手当てや受診などの対応をお願いします。また、アレルギー反応やその他の副反応を考慮し、かぜ薬や頭痛薬などの内服薬は生徒に与えることはできません。主治医の指示により必要な薬がある場合には、お子様に持たせてください。
- 体調不良で学習を続けることができないと判断された生徒には、早退をお勧めしています。その際には、保護者の方に連絡した後に対応しますので、緊急時に連絡がとれるようご協力をお願いします。

2 ご家庭での健康管理

○基本的な生活習慣を身に付けさせてください。

- 十分な睡眠・バランスのとれた食事・排便などの生活習慣は、健康に学校生活を送る上でとても重要なことです。お子様が規則正しい生活を送ることができるよう、ご家庭での指導等、ご協力をお願いします。
- 不規則な生活は、眠気が起きる・からだがだるい・イライラする・脳貧血で倒れる・けがをしやすくなる・集中できないなど、様々な身体症状が出てきます。
- 朝食をとると、体温が上がり、脳へ栄養が送られ脳の働きが活性化します。さらに栄養バランスの良い食事をとると免疫力が上がり、かぜなどの感染症にかかりにくい体になります。登校する1時間前までには起きて、朝食や排便する時間を確保してください。

登校前に体調が優れない場合は、無理に登校させずご家庭で休養をとる・様子を見る、などの対応をお願いします。遅刻・欠席する際には、8時10分までに学校へご連絡ください。

3 日本スポーツ振興センターと仙台市PTA協議会傷害補償制度

- お子様のけがに対して災害共済給付が受けられます。
学校管理下内のけが：日本スポーツ振興センター災害共済（学校で手続きします）
学校管理下外のけが：仙台市PTA協議会傷害補償制度（加入手続きは学校を通して行いますが、補償の申請はご家庭で手続きしていただきます）
- *「学校管理下内」とは：登下校・授業時間・休憩時間・校外学習・修学旅行や野外活動など宿泊を伴う活動・部活動などが該当します。

4 出席停止

- ・下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法の規定により出席停止の措置をとります。感染症によっては治癒後に登校する際、かかりつけ医の許可が必要な場合もあります。かかりつけ医に診断されましたら、速やかに学校にご連絡をください。また、療養中に出席停止通知をご自宅にお送りしますので、ご記入いただき、登校時に提出をお願いします。

*その他の感染症（感染性胃腸炎など）は、感染時期や流行状況などで措置内容が変わる場合があります。

インフルエンザ	麻疹（はしか）	風疹（三日はしか）	結核
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	水痘 （みずぼうそう）	咽頭結膜熱 （プール熱）	流行性角結膜炎 （はやり目）
百日咳	その他の感染症		

5 学校に知らせてほしいこと

○保健調査

年度初めの提出物：健康の記録 保健関係調査票 心とからだの健康調査票

<配布日> 3月の予備登校（1回目） <提出日> 4月の予備登校（2回目）

- ・お子様の健康状態や生活状況について、学校での健康管理や健康診断時の参考資料とします。秘密厳守で取り扱いますので、詳しくご記入の上ご提出ください。
- ・心臓病・腎臓病・てんかんなどの持病があるお子様は、入学前に、主治医に学校生活における注意事項等を確認しておいてください。『学校生活管理指導表』の提出をいただく場合もあります。
- ・食物アレルギーのため、学校給食で特別な配慮が必要なお子様は、対象者のみ学校給食の説明を行います。

*上記の提出物の他に、4月の予備登校の時に日本スポーツ振興センター災害共済給付加入同意書と掛け金（460円）も提出していただきます（加入の場合のみ）

○緊急連絡先（*家庭環境調査票 *健康の記録）

- ・学校でけがをして医療機関の受診が必要な場合や早退が望ましいと判断された場合に連絡をしますので、必ず連絡がとれる方の電話番号をご記入ください。
- ・連絡は優先順位に従って行いますので、自宅や携帯電話などにつながらない場合は、保護者の方の職場などに連絡する場合があります。ご了承ください。
- ・保護者の方と連絡がとれず緊急に受診が必要な場合は、やむを得ず学校の判断で最寄りの医療機関へ移送する場合がありますのでご了承ください。その際には、当日または後日、医療機関へ保険証提出と医療費の支払いをしていただきます。
- ・年度途中で連絡先が変わった場合は、担任までお知らせください。

○その他（保健相談）

- ・心配なことや学校に知っておいてほしいことなどがある場合には、面会・お電話・書面などの方法で保健相談をご利用ください。急を要する場合を除き、来校される際には、事前にご連絡いただけますと助かります。